

重要事項説明書

お客様に対する通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所がお客様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	有限会社 いずみソーシャル・サポート
所在地	徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50番地1
法人種別	有限会社
代表者名	代表取締役 和泉 芳枝
電話番号	088-692-8589

2. ご利用事業所

ご利用事業所名称	デイサービス いつでも夢を
指定番号	3671501470
所在地	徳島県板野郡藍住町東中富字北傍示45番地5
電話番号	088-692-8589
利用定員	1日25名
実施地域	徳島市・鳴門市・板野郡・その他必要な地域

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	別紙
運営の方針	別紙

4. ご利用事業所の職員体制（兼任を含む保有資格の重複有り）

管理者	1名	保有資格	社会福祉士	1名
相談員	2名		介護支援専門員	1名
介護職員	8名		介護福祉士	2名
看護師	3名		ヘルパー初任者研修	6名
機能訓練指導員	1名		正・准看護師	3名
			理学療法士	1名

5. 営業時間

営業日	毎日
営業時間	午前8時30分～午後4時30分（延長もある）

6. 利用料

介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割が自己負担額となります。（2割・3割の場合もあります）また要介護度によって、ご利用料金が異なります。

①

要介護度	利用時間	基本料金（円）	延長加算	入浴加算	食材費
要介護 1	7～8時間	658	1時間 +50 2時間 +100 3時間 +150	40	600円 (おやつ代を含む)
	8～9時間	669			
要介護 2	7～8時間	777			
	8～9時間	791			
要介護 3	7～8時間	900			
	8～9時間	915			
要介護 4	7～8時間	1,023			
	8～9時間	1,041			
要介護 5	7～8時間	1,148			
	8～9時間	1,168			

※個別機能訓練加算Ⅱ 56円（1回） 口腔機能向上加算 150円（月）

※処遇改善加算Ⅲ（８，０％）

※同一建物内送迎減算 －９４円（１回）

※その他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用などは自己負担となります。

②利用料金のお支払い方法

利用料金、費用は、翌月２５日に、阿波銀行より引き落としを原則とします。

阿波銀行に口座をお持ちでない方は、毎月１０日以降に現金でのお支払いになります。

7. 苦情受付窓口

○苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

☆デイサービスいつでも夢を 苦情受付窓口（担当者）

職名：管理者 和泉 弘

受付時間 毎週月曜日～日曜日 ９：００～１８：００

電話番号 ０８８－６９２－８５８９

☆徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情専用

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）９：００～１７：００

電話番号 ０８８－６６５－７２０５

☆藍住町役場健康推進課 介護保健室 相談・苦情受付窓口

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）９：００～１７：００

電話番号 ０８８－６３７－３３１１

8. サービス内容

指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとします。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本事業所と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとします。

①身体介護

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供します。

- 1) 排泄の介助
- 2) 移動、移乗の介助
- 3) その他必要な身体介護

②入浴

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。

- 1) 衣類着脱の介助
- 2) 身体清拭、洗髪、洗身
- 3) その他必要な入浴の介助

③食事

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。

- 1) 準備、後始末の介助
- 2) 食事摂取の介助
- 3) その他必要な食事の介助

④個別機能訓練

機能訓練担当者により、個別機能訓練を提供します。

⑤口腔ケア

口腔ケア、口腔機能向上訓練を提供します。

⑥アクティビティ・サービス

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス及び機能低下を防ぐため必要な支援を行います。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供します。

- 1) 学習療法
- 2) 回想法
- 3) レクリエーション
- 4) 季節行事
- 5) 誕生会
- 6) 休養
- 7) 外出
- 8) その他必要なこと

9 虐待の防止について

事業者は、お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（取締役・和泉 岳）

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知します。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（お客様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる高齢者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体的拘束について

事業者は原則としてお客様に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、お客様に対して同意を得た上で次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場

合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) お客様及びそのご家族様に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、お客様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たお客様及びそのご家族様の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得たお客様又はそのご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、お客様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、お客様の個人情報を用いません。また、お客様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等でお客様の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、お客様及びそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、お客様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 2 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を行います。

1 3 事故発生時の対応

・お客様に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、お客様のご家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

また、お客様に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、

損害賠償を速やかに行います。

上記重要事項について、説明を受けました。

事業者名 有限会社いずみソーシャル・サポート 事業所番号 3671501470
デイサービス いつでも夢を

住 所 徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示50番地1

代表者氏名 和泉 芳枝 印

説明者氏名 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名

代理人氏名